

「文化財保護法」以前—「文化財と歴史学」序説

石井進

目次

- 一 はじめに—文化財とは
- 二 「古社寺保存法」前史
- 三 「古社寺保存法」の成立
- 四 「史蹟名勝天然紀念物保存法」前史
- 五 黒板勝美の意見書
- 六 「史蹟名勝天然紀念物保存法」の成立と問題点

一 はじめに—文化財とは

鶴見大学文学部に新たに文化財学科が開設された、その記念の講演会ですので、「文化財と歴史学」について最近考えていることを少々申し上げてみたいと思います。今年は一九九八年ですが、百一年前の一八九七年（明治三十）

六月に「古社寺保存法」ができて、今日いうところの文化財に対する国家的保護がはじまつたというので、文化庁では昨年を「文化財保護百周年」の年と位置づけておられました。この文化財学科の設立が認可されたのは、たしか昨年十二月というようにならがつておりますが、ちょうど「文化財保護百周年」にそれが実現したことはまことに意義深いことと存じます。今後のご発展を祈つてやみません。

ところで「文化財」とは何か、そのコトバの由緒來歴については皆さん意外にもご存じないことが多いようです。もともと英語でいう「カルチュラル・プロパティーズ」を直訳した翻訳語で、特にアメリカでよく用いられたコトバですが、日本でひろく用いられるようになったのは、一九五〇年（昭和二五）の「文化財保護法」制定以来のことですあります。⁽¹⁾

その前年、一九四九年一月、世界最古の木造建築として有名な法隆寺金堂の壁画が、失火によつて焼失するという大事件が起きました。これをきっかけに世論がもり上り、「国宝保存法」と「史蹟名勝天然紀念物保存法」の二つを主要な支柱とする国家の保護体制の抜本的改革が必要だとの氣運が高まりました。特に参議院文部委員会は熱心で、委員長の山本有三を中心に新しい法律案の作成を進め、まず参議院で「文化財保護法案」を可決、ついで衆議院でも可決されて、一九五〇年五月には法律として公布されたのです。

後でまた申し上げますが、それまでの国家的保護は、もっぱら美術作品や建築を対象とする「国宝保存法」（その前提となつてゐるのが、最初に述べた「古社寺保存法」です）と、歴史的史蹟、名勝天然紀念物を対象とする「史蹟名勝天然紀念物保存法」に限定されていました。新しい「文化財保護法」では、対象を①「有形文化財」—それまで「国宝保存法」が対象としていた分野に、新たに「民族資料」を加えたもの、②「無形文化財」—演劇、音楽、工芸技術等の分野、③「史蹟、名勝、天然記念物」—それまで「史蹟名勝天然紀念法保存法」が対象としていた分野、の

三つに分け、従来以上に保護の対象を拡大しています。とくに②「無形文化財」は全く新しい対象分野で、小説家以前には劇作家として著名だった山本有三の思いもこめられていました。(2)

このように従来、国家的保護の対象となつていなかつた分野をも含みこんだ新しい立法であつただけに、全体を総括する概念として用いられた「文化財」というコトバは新鮮でありました。新しい法律にこのコトバを採用したのは、山本有三が、当時、参議院の調査室にいたモンゴル史研究者で後の京大教授の岩村忍と相談してきめたことだとされています。岩村は若い時アメリカやカナダに留学しているので、カルチュラル・プロパティーズというコトバには親しんでいたようで、それで「文化財保護法」となつたのであります。もつとも一九五〇年の日本はまだアメリカの占領下におかれていたので、「文化財」という用語の採用にはアメリカからの直接の影響もあつたかも知れません。この点は今後の研究課題であります。

何れにせよ、「文化財保護百周年」といわれる歴史のなかで、「文化財」というコトバは案外に新しく、まだ五十年を数えるには至つていません。しかしそれにしては随分とよく私たちの生活にとけこみ、定着したものだと思います。山本有三はじめ参議院の良識派が中心となつて成立した議員立法であることも、その理由の一つといえるのかも知れません。

二 「古社寺保存法」前史

ところで日本での文化財に対する国家的保護の問題を考えるためには、「文化財保護法」以前に、かなりの前史があることを忘れてはいけません。先に述べたように、「文化財保護法」はそれ以前の「古社寺保存法」から「国宝保存法」と、今一つ「史蹟名勝天然紀物保存法」の二つの系列を統合した上に、「無形文化財」や「有形文化財」の

「民族資料」を新たにつけ加えた、というのがその基本的しきみになっています。そこでまず年代的により古く、前者の最初となつた「古社寺保存法」から見てゆきますが、その前史として明治維新後の政府の政策のいくつかをとりあげておきます。

なお以下、明治以来の文化財の国家的保護の歴史を述べるに当つて、参考にした書物及び文献を最初に申し上げておきます。まず一九六〇年、「文化財保護法」施行十周年を期に文化財保護委員会が編集・刊行した『文化財保護の歩み』があります。A5判七百三十頁余の大著で、第一篇「文化財保護の歴史」や、第三篇「資料・統計等」が、この場合とくに参考となります。以後、文化財保護委員会をひきついだ文化庁は「文化財保護法」施行二十周年の一九七〇年に『文化財保護の現状と問題点』、文化庁発足二十周年の一九八八年に『我が国の文化と文化行政』（ぎょうせい刊行）などを発行していますが、歴史的沿革の部分はいずれも最初の『文化財保護の歩み』を縮約した内容であります。刊行後、すでに四十年近くが経過していますが、それでも今なお有用な書物といえます。

ということは一方、この分野についてのその後の研究がきわめて乏しいということでもあります。注(1)でもあげておきましたが、児玉幸多・仲野浩両氏の共編になる大著『文化財保護の実務』（柏書房、一九七九年）には、両編者に関野克・坪井清足・浜田隆・平野邦雄諸氏が加わった座談会の記録「文化財保護をめぐって」があり、特に最初の部分に「文化財」の概念規定や「文化財保護法」の成立の問題がとり上げられています。ここでしか公にされていない内容も多く、座談会の記録ではありますが重要なものです。また同書には仲野氏と青山茂・井上光貞・木原啓吉・田中琢諸氏による座談会「文化財保護と開発をめぐって」も収められています。これも実際に面白く有益な内容であります。このなかで論客ぶりを示している田中氏には、別に論文として「遺跡遺物に関する保護原則の確立過程」（小林行雄博士古稀記念論文集刊行委員会編『考古学論考』平凡社、一九八二年）があります。比較的短いものですが、

明治維新以来の文化財の国家的保護の歴史を実に明快に整理し、それぞれの段階の特色をうきぼりにした力作です。

この問題を扱つた論文として唯一であり、必読の文献といえます。

さて詳しくはこれらの文献を御覧いただることとして、いよいよ本題に戻ります。まず明治維新にともなう社会的大変動のなかで、多くの文化財が破壊・損失をこうむつたのであります。これに対応して一八七一年（明治四）四月、文部省の前身に当る大学は、これら文化財を収集・公開する集古館（博物館）の建設を提言し、それが目下不可能ならば「宝器ハ勿論」「考古ノ徵証ニ相備フベキ品物」を保護するよう各府県に布告するとともに、全国の「古器物」を模写して、これを編集すべきことを献言しました。同年五月、太政官は直ちにこれに応じて「古器旧物保存方」を全国に布告します。そこでは祭器、古玉宝石、石弩雷斧、古鏡古鉢、銅器、古瓦、武器、古書画、古書籍・古経文、扁額、楽器、鐘鈸碑銘墨本、印章、文房諸具、農具、工匠器械、車輿、屋内諸具、布帛、衣服装飾、皮革、貨幣、諸金製造器、陶磁器、漆器、度量衡、茶器・香具・花器、遊戯具、雛幟等偶人・児玩、古仏像・仏具、化石の以上三十一部に分けて、これら「古器旧物」を保全すること、同時に所蔵者と所蔵品を詳しく調査した目録の提出を命じております。明治政府の最初の文化財に対する施策であり、田中琢氏は、その推進者に薩摩出身の開明派官僚だった町田久成の名をあげておられます。残念ながら、この太政官布告が果してどの程度まで実行され、その効果をあげたか、まだ十分に研究されていませんが、日本における博物館の発達の歴史ともあわせて大変注目すべき政策の第一歩であったといえます。

田中氏によれば、一八七九年（明治十二）、この町田が中心となつて古社寺の永世保存が建議され、これをうけた内務省から同年末から官国弊社に、翌八〇年からは全国の主要な古社寺に対して古社寺保存金が交付されるようになりました。現在行われている国や地方自治体による文化財保護のための補助金制度のはじまりともいえますが、同時

にのちの「古社寺保存法」へとつながって行く動きとみることもできます。

三 「古社寺保存法」の成立

皆さんはきっと法隆寺の東院の夢殿と、その本尊の救世觀音を存知でしょう。救世觀音は今も秘仏として年一回、秋の文化の日を中心を開扉されるだけですが、日本でつくられた現存最古の木彫の像として、その名はあまりにも有名です。何百年間も秘仏として厳重に保たれてきたこの像のすばらしさを再び世に出したのは、明治政府が招いた哲学・美術史等のお雇い教師で、近代日本の美術界・美術史学界の指導者として大きな影響を残したアーネスト・フェノロサがありました。一八八四年（明治十七）夏、フェノロサは文部省から特別調査官として派遣された岡倉天心（覚三）、古美術愛好家の医師ビゲロウと三人で法隆寺の調査に赴き、強引に寺僧を説得して遂に救世觀音の厨子の扉を開き、長い木綿の布で厳重に巻かれた仏像の本体を明らかにすることに成功しました。フェノロサの有名な著作『東洋美術史綱』は、救世觀音の美学的すばらしさ——モナ・リザの微笑にも似た静かで神秘的な笑み、スラリとした長身のプロポーション等々について情熱的に語るとともに、寺僧の抵抗を排して秘仏開扉にいたるまでの経過をも詳しく述べており、この書物の中でも印象的な部分となっています。

救世觀音の開扉をはじめとして、奈良・京都を中心とする古社寺の調査がフェノロサや岡倉天心を中心として、文部省の手によって行われるようになつたのはこの頃からのことで、その背後にあつたのははじめ文部省、のちに宮内省に転じた九鬼隆一がありました。「いき」の構造 等の著作で著名な哲学者九鬼周造の父で、「古社寺保存法」をはじめとする明治政府の文化財保護政策を主導した人物として、きわめて重要であります。

一九八八年（明治二十一）、宮内省図書頭となつた九鬼隆一は、直ちに臨時全国宝物取調局を宮内省に設置、自ら

委員長となつて全国的な組織的調査にのり出します。岡倉天心も委員に加わった、その調査の成果は、一九八八年から九七年（明治三十）まで十年間に二一万五千余件を鑑査、うち約一万五千件が七等級に格付けされて登録されました。格付けのランクと件数は、①「歴史上ノ根拠及美術、美術工芸建築上ノ模範トシテ要用ナルモノ」が百四十七件、②「歴史上ノ微拠及美術、美術工芸建築上ノ模範トナルベキモノ」が三百二十三件、③「歴史上及美術、美術工芸建築上ニ要用ナルモノ」が一千百十四件、④「歴史上及美術、美術工芸建築上ノ参考トナルベキ要品」が二千三十五件、⑤「歴史上及美術、美術工芸建築上ノ参考トナルベキモノ」が四千三百七十七点、⑥「歴史ノ参考ニ充ツベキモノ又ハ史要参考簿ニ登録セルモノ」が一千三百三十六点、⑦「宝物参考簿ニ登録セルモノ」が五千六百六十三件ということがあります。

九鬼の主導したこの全国宝物取調事業によつてはじめて、国家による組織的調査はその成果をあげましたが、それは同時に全国の文化財を「鑑査」し、格付けすることになりました。この調査と、先行する古社寺保存金の交付制度が、以下に述べる「古社寺保存法」制定の前提となつたのであります。

一八九四・九五両年（明治二十七・二十八）の日清戦争をきっかけに燃え上つたナショナリズムが日本古来の文化財に対する自覚をうながした結果、九五年には貴族院と衆議院の両院で「古社寺保存会組織」の件が可決されます。これをうけて直ちに内務省内に古社寺保存会が設置され、会長には九鬼、委員には岡倉天心や伊東忠太らが任命されました。その人事をみても臨時全国宝物取調局の延長線上にあつたことがわかります。岡倉はこの古社寺保存会のなかで、九鬼会長の下、もつぱら「古社寺保存法」制定の議にあづかつた、といわれています。

果して政府は九六年度（明治二十九）「古社寺保存法案」を議会に提出、主に貴族院で各種の修正を受けた後、九年（明治三十）六月に法律として公布されました。法文はかなり古風ですが、若干を紹介しておきましよう。第一

条は「古社寺ニシテ、其ノ建造物及宝物類ヲ維持修理スルコト能ハザルモノハ、保存金ノ下付ヲ内務大臣ニ出願スルコトヲ得」（適宜、読点と濁点を加えてあります。以下同様です）で、ここには先行の古社寺保存金制度と「古社寺保存法」との関連が明らかであります。第二条の「國賓ヲ以テ補助保存スベキ社寺ノ建造物及宝物類ハ、歴史ノ證徵、由緒ノ特殊、又ハ製作ノ優秀ニ就キ、古社寺保存会ニ諮詢シテ内務大臣之ヲ定ム」は、第四条の「社寺ノ建造物及宝物類ニシテ、特ニ歴史ノ證徵又ハ美術ノ模範トナルベキモノハ、古社寺保存会ニ諮詢シ、内務大臣ニ於テ特別保護建造物又ハ国宝ノ資格アルモノト定ムルコトヲ得（下略）」とともに、政府が古社寺の建造物や宝物を調査・格付けし、それによつて古社寺保存金の下付や特別保護建造物・国宝の指定を行うこと、その際には古社寺保存金に諮問すべきことを定めております。ここには臨時全国宝物取調局以来の全国調査の成果と基本的理念が明らかに反映されております。すなわち文化財の組織的調査に基づく格付けを前提に、一部の優秀作のみを国家的に保護しようとするのが「古社寺保存法」の目的であつたのでした。

「古社寺保存法」に代表される明治政府の文化財保存行政に対しても、十余年の後に黒板勝美がするどい批判の矢を放つており、当つている点が多いと思ひますが、それについては後述します。さらに今一つ重要と思われるのは、田中氏が注目されたように⁽³⁾「近代國家日本の文化財保護が古社寺という宗教団体を対象とするところから開始された」のは一体なぜだろうかという問題です。「歐米では、宗教活動に現実に使用されているものは、世俗の権力の保護の対象にしないことを原則にする」、日本が全く逆であることは言うまでもありません。ことは洋の東西における宗教と政治権力や国家とのあり方にかかわり、いわゆる宗教の政治からの独立という問題と直結する非常に大きな内容をふくんでいます。ここではとりあえず叙任権闘争以来、政治権力からの独立、自由をたて前としてきた欧米と明治の日本との大きな差違に注目してみます。明治初年、もう一つの明治維新とも称される廢仏毀釋運動によつて佛教界は

大打撃をうけ、古い歴史をもつ大寺院がはなはだしく荒廃したなか、仏像などが宗教性をはぎ取られた「宝物」や美術品として扱われるに至った結果だと考えておきましょう。

四 「史蹟名勝天然紀念物保存法」前史

次に少々先を急ぎまして「古社寺保存法」につぐ政府の文化財保護行政の第二弾となつた「史蹟名勝天然紀念物保存法」の成立までを述べることにします。「古社寺保存法」が直接、その対象としたのはあくまでもまず古社寺の建造物・宝物でありまして、その第十九条に「名所旧蹟ニ関シテハ社寺ニ属セザルモノト雖、仍本法ヲ準用スルコトヲ得」と、古社寺以外の名所旧蹟に関して準用を認める旨を規定していたとしても、それは当初から空文となつていていた。

「古社寺保存法」のみで国の文化財保護が十分に行われないことは、その成立後間もなくから明らかであつたといえます。ドイツ留学から帰国した植物学者の三好学は欧米諸国と同様、天然紀念物も国が保存をはかるべきであるとして貴族院議員に働きかけ、建議案を作成していました。そこへ天然紀念物のみでなく史跡の保存も同時に行うべきだとの意見が起り、東大教授で日本史家の三上參次、さらに東大助教授で二年間の欧米留学から帰朝したばかりの日本史家黒板勝美も加わって、史蹟名勝天然紀念物保存法の制定を求める動きが大きくなりました。

一九一一年（明治四十四）三月、貴族院議員の有志による「史蹟及天然紀念物保存ニ関スル建議案」が、貴族院で即時可決され、ついで衆議院でも同様の建議が可決されました。わが国では古社寺保存法によつて美術工芸品が保護されているのに、史蹟天然紀念物が放置されたままとなつていることを遺憾とし、欧米諸国の如く国家的保護を加えるべきだとの主張ありました。貴族院でその中心となつたのが医学者の三宅秀をはじめ、田安家に生れ、紀州家を

ついだ学芸文化の愛好家で知られた徳川頼倫らでしたが、また同年末にはこの徳川頼倫を会長とし、各界の有力者が参加する史蹟名勝天然紀念物保存協会が成立されて活発な運動を展開するようになりました。

学会では史学会がいちはやくこの動きに反応しまして、すでにこの二年九月の評議員会では、黒板の提案により、内務省で検討中の史跡保存の件に関し、史学会としてその意見を当局に開陳すべきことを議決し、建議案の作成を村川堅固・大類伸・中村孝也と黒板の四名に委嘱しました。翌一二年（明治四十五、大正元）四月、完成した全文二万二千五百数十字（四百字詰原稿用紙に換算すれば五十六枚余）の意見書をひつきげた黒板は史学会大会にのぞみ、「國家が史蹟遺物の保護をその一部に限定するは、史学の見地よりして全然賛成すること能わず、現状に鑑みて先づ根本的調査の緊急なるを認む」との決議を要請したのですが、事が重大だという一部の意見により採択は一時延期とされました。

黒板は直ちに翌五月の『史学雑誌』に、その間の経緯を述べた前書をつけ加えた上、草案の作成は専ら自分が当つたので、との理由から、「史蹟遺物保存に関する意見書」と題して黒板の個人名で全文を公表しました。のちに黒板の著作選集である『虚心文集』第四巻（吉川弘文館、一九四〇年）に収められましたが、あらためて読み直してみると、執筆以来九十年近い時間がたつたものとはとても思えない位、現在においてもなお新鮮な内容をふくんでおります。

五 黒板勝美の意見書

以下少々その内容をかいづまんでもみましよう。第一章の「叙言」では近年、わが国における史蹟保存の必要が各界で叫ばれるに至ったのは喜ばしいが、しかし學問的見地から近代的保存法を研究した上での発言は乏しい、われわれ

史学を研究する者は、最も関係深いこの問題について沈黙していることはできない、と最初にその立場を明らかにしております。

第二章の「史蹟とは何ぞや」では、まず保存すべき史蹟とは

「一 地上に残存せる過去人類活動の痕跡中、不動的有形物にして歴史美術等の研究上、特に必要あり便宜を与うるもの」

と定義しております。そして歴史の舞台は大地であり、大地を離れた歴史は存在しない、だから史蹟の語を最も広義に解すれば、国中いたるところの土地が何らかの意味の史蹟ということになるが、すべての土地を旧状のままに保存するわけには行かないとして、保存すべき史蹟の定義をもとめた結果が、以上のような結論となつたのであります。

次には

「二 変化し易き天然状態の、過去人類活動と密接なる関係を有するものにして、偶々今日にその旧態を留むるもの」と、人類の活動に大きな影響を与える自然の天然状態をも保存すべき史蹟の内に数えあげています。これは現代における環境保護の思想の先取りともいいうべきもので、まことに注目すべき考え方といえます。そして最後に

「三 厳密なる意味に於いて右二類に属せざるも、古来一般に史蹟として尊重せられ、特に社会人に感化を及ぼせるもの」

をあげています。これは本章の一で史蹟を保存すべきか否か、そのポイントに「特に歴史美術等の研究に必要あり便宜を与ふるもの」とあげた、いわば学問研究を評価の基軸におくことを以て「近代的」な考え方とするに見えた黒板が、一方では明治の国家に対してきわめて常識的であり妥協的であつたことをよく示しております。ここで例示されているのが桜井駅における楠木正成・正行親子の別れの場であり、あるいはスイスにおけるウイルヘルム・テル閻

係の遺跡であることは、余計にその念を強めるばかりであります。

第三章は「史蹟の分類」であり、保存すべき史蹟を以下の十三項に分類しております。

- (1) 皇室に関するもの（宮城、皇居の趾、離宮、行宮、頓宮等の趾、陵墓）
- (2) 祭祀及び宗教に関するもの（神社、仏寺、禱禊地、遙拜所の類とその遺趾、墳墓、供養塔、経塚、火葬場趾、巖、仏巖碑、記念碑古碑）
- (3) 政治及び兵事に関するもの（都邑とその遺趾、官庁とその遺趾、境界標、城廓、城砦、砲台、烽火台、石墨、船倉、古戦場、古碑）
- (4) 商工業に関するもの（商業上の都市、市場及びその遺趾、商廓「各時代にチピカルのもの」、上代の工場趾、中古以後の工場趾、倉庫、造船所趾、兵器製造所趾、採礦所趾、精煉所趾、記念碑「商工業に関する」）
- (5) 農業山林に関するもの（牧場、古田制の遺れる土地、製材所、材木集積所、農家・樵家「各時代におけるチピカルのもの」、開墾及び植林等に関する記念碑）
- (6) 土木交通に関するもの（溝池、堰堤、運河、橋梁、古道、路標、隧道、並木、古関、古駅、港津、渡頭、古碑及び記念碑「交通等に関するもの」）
- (7) 教育学芸に関するもの（学校、寺小屋、文庫、筆塚、記念碑「学者・芸術家等に関するもの」）
- (8) 日常生活に関するもの（邸宅「誕生地、臨終地等の趾をふくむ」、庭園、井泉）
- (9) 先住民族に関するもの（貝塚、堅穴、土器塚、石器製造所趾）
- (10) 変化しやすき天然状態に関するもの（河道、河口、海岸線、湖沼、温泉付浴場）
- (11) 伝説的史蹟にして風致に関するもの（伝説的遺物を有せる地、何等の遺物を有せざる地）

(12) 雜類（以上の何れにも属せしむる能わざるもの、及び現代における史学・地理学等の研究程度において、その性質を詳にする能わざるもの）

まことによく列挙したもので、うち(10)が史蹟の定義の二に、(11)が定義の三に當る他は、みな定義の一に相当しますので、保存すべき史蹟のうちでは定義の一が最も主要な部分だったことが判明します。

次に第四章の「史蹟と遺物」では、上の保存すべき史蹟の定義のうち、最も主要である定義の一の「地上に残存せる過去人類活動の痕跡中、不動的有形物」の部分に立ち帰つて、「不動的」と「動的」との区別は決して絶対的のものでないことを強調し、「過去人類活動の痕跡中、動的有形物」に当るものを遺物と定義して、史蹟と遺物との区別は相対的であると同時に両者は密接な関係をもつ、すなわち史蹟は不動的遺物であり、遺物は動的史跡である。故に両者の保存事業は分離されではならず、相合して同時に行われるべきものだと結論しております。従つて史蹟のみの保存を主張する人々には反対せざるを得ず、両者の保存は同一の根本原則に基いて実行すべきであるとして、ヨーロッパ諸国の例をひき、どこの国でも史蹟のみを保存する国はなく、通常、史蹟と遺物を合せて記念物と称している、といつております。

第五章は「史蹟遺物保存の過去及び現在」と題して、主に明治政府の下での保存策とその問題点を論じます。そこでの中心となるのが「古社寺保存法」の評価であります。黒板は、この保存法によつて史蹟遺物保存事業の一部が実行に移されたことは喜ばしいとしながらも、その対象は優秀と認められたごく一部のみに止まって、特別保護建造物（以下は特建と略します）・国宝の指定に洩れた大部分は放任のままか、軽視虐待されて廃滅の傾向がある。一方特建・国宝に指定されても監督法の周到でないため、かえつて無学な者的好奇心を挑発したり、盜賊に襲われたり、指定制度がむしろ史蹟遺物の保存上の禍いとなつてゐる。さらに修繕復旧の行為には学問上贅同できないし、重要な史

蹟である廃寺・廃社の遺趾に保存の手が及ばないなど不備な点が少なくないから、「古社寺保存法」については根本的改革が必要だと痛論しております。

そして現在の日本で史蹟遺物の破壊や海外流出が横行しているのは、実に史蹟遺物保存法の根本原則が未だ明らかでなく、わずかに「古社寺保存法」を以て満足したからであると結論します。

これを受けた第六章では「史蹟遺物保存の根本義」と題して、根本原則、あるいは「哲学」を論じております。まず日本の現状は新たな保存法令の制定を必要としているが、そのためにはまず根本義を研究した上で保存法を講ずべきである。根本義を誤ったなら法令の制定はかえつて保存そのものの意義を失ってしまうからだ、とその議論の必要性を説いております。その上で三つの原則をあげて、論を進めてゆきます。

「一 史蹟遺物には差等区別を附すべからず」

黒板は当時のヨーロッパ諸国の保護行政や学者研究者の見解に従つて、かつてフランス等で行われた史蹟遺物を重要性に応じて等級づけすることに強く反対しております。そして「古社寺保存法」における特建・国宝の指定を否定した理由も、この根本義に反するからだと明言しております。

では等級づけを排除して、どのようにして保存するのか。黒板は、ドイツ等で行われている台帳法——すなわちある地域における史蹟遺物の全部を包含し、その間なんらの選択を加えずに目録を作り、その史蹟遺物の現状に従つて、緩急よく保存の法を講ずる、この方法によるべきだといいます。そして当局者に対し、一日も早く「古社寺保存法」における特建・国宝指定を撤廃し、この台帳法によつて新たに保存事業の門に入るべきことを建議するのです。

「二 史蹟遺物はすべて現代以上のものを保存すべきであるべからず」

史蹟遺物を過去の記念物ととらえる以上、現代以前のものをすべて保存すべきであつて、古代を重く、近代を軽く

扱つてはならないというのです。そしてここでも「古社寺保存法」による特建・国宝指定の対象に徳川時代のものがほとんどない事実が鋭く批判されています。

そこで現代とは大よそ最近五十年前後をさすのが歐州諸国での慣例で、わが国では明治維新以後を現代とし、それ以前のものをすべて史蹟遺物とするのが現在では当然だとしています。

「三 史蹟遺物はただ単に保存せられざるべからず」

史蹟遺物の保存は、今日に残存したまま保護することを第一の根本義とし、決して復旧修繕をしてはならない。これもまた当時のヨーロッパ諸国において、十数年前まで盛大だった復旧主義が批判され、今や抛棄されねばならないことが定説となつていて、という状況から言われています。

そしてここでもまた「古社寺保存法」が槍玉にあげられます。この保存法がそもそも復旧修繕を目的として制定されたことは第一条の規定から明らかだが、わが国の学問研究はまだ十分に発達せず、その建築・遺物の時代すら容易に断定できないものが多い。それなのに一、二の専門家が社寺建築の復旧を行うことには学問上むしろ反対せざるを得ない、これが黒板の立場がありました。

しかし彼の主張はまたきわめて柔軟でありまして、「然れども、吾人は絶対に復旧説に反対するものにあらず」、根本原則は非復旧説だが、わが国の古社寺建築は材料的にも持久力が少ないので、復旧してはじめて保存できる場合もある、だから専門学者の精緻な研究と判断に任せるのがよい、とすぐにつけ加えています。

また現に使用されている寺院や住宅などについては、必要に応じて復旧修繕を加えなければならぬこともある、「ただ過去の記念物たるもの」に対しては復旧を認めず、単に保存に適応する方法を講ずるに止めるべきだとも言つております。

第七章では「史蹟遺物の保存方法」について論じます。史蹟遺物の種類は多く、一概に保存方法を定めるわけにはいかない。実際に当つては専門学者の研究によるべきである。と前おきした上で、大よそ以下の五つの方法があると説き進めます。

「一 現状保存」とは最も主要な方法であるが、ただ何でも旧状のままに保存するわけではなく、古墳などは学術的発掘を行つてその学術的価値をたしかめた後に現状保存の方法を講ずべきものもある、としています。

「二 復旧保存」は、もちろん史蹟遺物保存の本義ではないが、(イ)材料の如何により、あるいは(ロ)現に実用される場合などには、この方法をとることもやむをえない、ただしその際には多大の注意を払い、できるだけ学理的に過去の方法を再現して行うべきものである、と説いています。

「三 模型保存」は、現状保存が不可能で復旧保存の必要まではない場合に用いられる。また古道や古海岸線などもこの方法をとるべきであり、博物館に展示するなど国民教育の面に応用することを忘れてはならない、としています。

「四 表彰保存」とは、一般の注意を喚起するのみで国民の風致などに利益があつても保存上の弊害があり、監督の法が行きとどかなければかえつて破壊や廃滅を早めるだけである。現行の「古社寺保存法」の指定事業など一種の表彰保存で、その結果古美術品等に禍をなしているではないか。しかし余りに広大な史蹟や伝説的史蹟など、場合によつてはこの保存法によらざるをえない。その方法には停車場の掲示、現場での表示や四至の明示など種々のやり方がある、と述べます。

「五 記録保存」とは、記録上に明細に記載することで、実は一一四の他の保存法の準備事業として必ず実行すべきものであり、台帳法の実践として現状保存とともに現在もっとも緊急を要する事業である、と重要性を強調しております。

そして第八章では「史蹟遺物保存思想の養成」として、法を活用するのは人であり、いかに精細な法令を制定しても國民に熱意がなければ意味がない、保存思想の養成が急務である、とします。そして新たに成立した史蹟名勝天然紀念物保存協会や、史学会はじめ各専門学会などの役割に期待し、さらに進んで國民の義務教育で保存思想を養わせるべきだとしています。

最後の第九章は「保存法令と監督局及び博物館」を論じております。まずヨーロッパ諸国の大半が、この種の保存法令を有していることを述べ、それらの先例を比較対照して研究した上で、わが国情に照らして取捨して参考とし、保存の根本原則に従つて法案を制定すべきである。現行の「古社寺保存法」は根本において誤っていること、すでに論じつくした通りで、これを改廃するのは目下の急務である。吾人は「古社寺保存法」の実行をしばらく中止し、台帳法にもとづく根本的調査を進行すべきことを要望する、その調査を実施しつつ、おもむろに保存法案を制定すべきであろう。多少保存の時期がおくれるとしても、誤った法令を実行して弊害をうけるよりは、その方がよいというのであります。

ただ保存法案の具体的内容については、今ここにこれ以上立ち入つては言わない。何故なら保存法案は個人の所有権との関係、美術品の輸出禁止など非常に多くの問題があり、研究すべきことが非常に多いからだ。ただ保存事業には監督局を欠くことができない。それは史蹟遺物について専門的知識を有する学者を長とした中央監督局（または中央保存局）の下に各地方に監督局をおくべきである。また史蹟遺物の保存事業は博物館の設立と相まってはじめて可能になるので、保存法案の制定と並んで各種の博物館を各地に建設する計画を忘れてはならない、と全体を結んでいます。

六 「史蹟名勝天然紀念物保存法」の成立と問題点

以上あまりにもくだくだしく、黒板による史学会意見書の内容を紹介しそぎたかも知れません。しかしお聞きになつてすぐにご理解頂けたと思うのですが、その説くところは九十年近くも後の現在において、なおなかなかに新鮮であります。少なくとも歴史学の分野、史跡保存の分野においては、この意見書以後今日に至るまで、これだけ包括的に保存の「哲学」から具体策に至るまでを広く対象とした論説が発表されなかつたことは事実であります。考古学にまでひろげても多分同様ではないかと思ひます。

その意味で今日でもなお味読すべき論説なのですが、残念ながら現在、一般的にすぐ読めるという文献ではないので、各章すべてを要約して、その大意を紹介した次第です。その内容に関する議論は、後にまとめて申し上げることとし、「史蹟名勝天然紀念物保存法」の成立を先に見ておきます。その成立は黒板の意見書から七年後の一九一九年（大正八）、まず徳川頼倫ら七名の貴族院議員を発議者として貴族院に法案が提出されて、特別委員会附託ののち可決、ついで衆議院に回付されて同じく可決され、同年四月に公布されたのであります。

この法律は第一条に「本法ヲ適用スベキ史蹟名勝天然紀念物ハ、内務大臣之ヲ指定ス」とあり、指定された物件に関して「現状ヲ変更シ、又ハソノ保存ニ影響ヲ及ボスベキ行為ヲ為サムトスルトキハ地方長官ノ許可ヲ受クベシ」（第三条）、あるいは内務大臣は指定物件の保存に関して「地域ヲ定メテ一定ノ行為ヲ禁止、若ハ制限シ、又ハ必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得」（第四条）と定めております。

ではこのような国家的保護をうける史蹟、名勝、天然紀念物とは一体何なのか、法律では直接これを定義しております。それに相当するのは、この法の施行令・施行規則をうけて翌一九二〇年（大正九）に内務省が決定した保存要目であります。先に紹介した文化財保護委員会編の『文化財保護の歩み』二四六一五二頁にのせられていますので、

史蹟の部分のみを書き抜いてみましよう。

「一、都城跡、宮跡、行宮跡、その他皇室に關係深き史蹟」

二、社寺の跡、及び祭祀信仰に関する史蹟にして重要なもの

三、「古墳」及び著名なる人物の墓並びに碑

四、「古城跡、城砦、防塁、古戦場、国郡府跡その他政治軍事に關係深き史蹟」

五、「聖廟、郷学、藩学、文庫、又はこれらの跡、その他教育芸術に關係深き史蹟」

六、薬園跡、悲田院跡、その他社会事業に關係ある史蹟

七、「古関跡、一里塚、窯跡、市場跡、その他産業交通土木等に関する重要な史蹟」

八、由緒ある旧宅、苑地、井泉、樹木の類

九、貝塚、遺物包含地、神籠石、その他人類学及考古学上重要な遺跡

十、外国及び外国人に關係ある重要な史蹟

十一、「重要な伝説地」

」

読みやすくするため若干表記を変え、句読点をやや多くしてあります、どこかで見たことがあると感じられたのではないでしようか。

そうです。先程かなり詳しく紹介した黒板勝美起草の「史蹟遺物保存に関する意見書」の第三章「史蹟の分類」であります。双方に全く共通するものに——、表現は多少違つても内容は一致するものに……の傍線を引いてみました。黒板意見書の該当部分にも同じように線を引きましたので、両方を対比して御覧になることができます。

両方を比較するといくつかの点に気がつきます。両者は基本的部分でおおむね一致するものの保存要目の方が概し

て簡略化され、ふくみの多い表現になっています。また保存要目の六の「社会事業に関係ある史跡」と十の「外国及び外国人に関係ある重要な史跡」の二つは、黒板意見書に直接に対応する項目がありません。

一方で黒板意見書の(10)の「変化しやすい天然状態に関するもの」はすべてバツサリ落とされています。これは先に「現代における環境保護思想の先取りともいうべきもの」と評価した黒板意見書の一つの核心の否定であります。また(5)の「農業山林に関するもの」も、そこに例示されたものをふくめて保存要目にそのままの表現では出てまいりません。

したがつて黒板意見書と指定要目とは直接すべての点で対応するわけではありません。しかし基本的部分でおおむね一致することは確かです。「史蹟名勝天然紀念物保存法」の制定と同時に史蹟名勝天然紀念物調査会が組織され、保存に関する事項を調査審議するとともに、保存に関して大臣の諮問に応じて意見を述べ、また建議することができます。すると定められていきました。いわばこの法律の運用に当る重要な機関でしたが、黒板は当初からこの調査会の委員となり、特に史蹟の分野では活発に発言、行動して大きな影響力をふるいました。

これらの点をあわせ考えますと、「史蹟名勝天然紀念物保存法」の制定に果した黒板意見書の役割は大きかつたと結論することができます。私は従来、このように考え、この点を強調してきました（たとえば石井『史学雑誌』に吹く過去からの風（？）『史学雑誌』一〇七編七号、一九九八年）。しかし今にして考えますと、黒板意見書のなかでも重要な主張がすべて「史蹟名勝天然紀念物保存法」にとり入れられたわけではありません。先に指摘したように「変化しやすい天然状態」もまた史蹟だとした黒板意見書の主張は、この法律には入っていません。さらに重要なのは、従来の「古社寺保存法」にもとづく特建・国宝の指定などの等級づけを廃し、新たに全国的に基本調査を行った上で台帳法にもとづく保存法をうち立てるべきだとの黒板のもつとも根本的な主張が、全くといってよいほどとりあ

げられなかつたことです。黒板の主張は史蹟と遺物を双方ともに同一の根本原則にもとづいて実行すべきであり、そのためには欠陥の多い「古社寺保存法」の根本的改革が必要だという点に中心がありましたが、「古社寺保存法」は少しも修正されず、ただ新たに「史蹟名勝天然紀念物保存法」が加えられただけだつたのです。この点を重要視すれば、むしろ黒板の主張は根本において敗北したとみるのが、より正確かも知れません。それだからこそ、九十年近くも後の現在なお、その主張には真剣に考慮すべき内容が多く、今も新鮮なひびきを失わないのだとも考えられます。

これらの点を述べるためには、さらに現在までの文化財保護立法の歩みとその問題点について考えを深めなければならぬのですが、残念ながら今の私にはまだ十分な準備ができていません。すでに与えられた紙幅を大巾に超過してもおりますので、尻切れとんぼでまことに申しわけありませんが、これを以て一応の終りとさせて頂きます。

「追いがき」本来は一九九八年六月六日、鶴見大学での文学部文化財学科開設記念講演会で、「文化財と歴史学」と題してお話しした内容を文章化して本誌に掲載するお約束だつた。しかしいざ試みてみるとなかなかうまく書けず、結局こんな内容になつてしまつた。実際の講演では前置きにあたる部分なので、題名も変更した。諸事にわたつて不十分で、行きとどかない部分が多いが、それらを埋めて行く作業はすべて今後に期したい。

- (1) 児玉幸多・仲野浩共編『文化財保護の実務』(柏書房、一九七九年)所収の座談会「文化財保護をめぐつて」における坪井清足・関野克・平野邦雄・浜田隆・児玉・仲野氏らの発言による。なおその中で関野氏は、一九三九・四〇年頃、文部省の事務官から初めて「文化財」というコトバを聞いたと語つてゐる。その内容は「生産財」に対する精神文化的な意味だというが、当時ひろく一般に使われたわけではないので、ここに注記しておくだけにする。
- (2) 前注(1)所引の座談会で、坪井氏は「「無形文化財」というものも山本先生のお考へで、これは世界的に見て非常

(3) に先取りしたもので、山本先生は、この制度を考えた意図について、「宮大工などの伝統技術をできるだけ保存していきたいと思ったのだけれども、なかなか思うようにならない」とおっしゃっていました」と語っている。
上述した田中琢氏の論文の七七二頁。